

## 大阪府パートナーシップの宣誓の証明に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、大阪府人権尊重の社会づくり条例（平成10年大阪府条例第42号）及び大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例（令和元年大阪府条例第18号）の趣旨に基づき、性的指向及び性自認の多様性が尊重され、全ての人が自分らしく生きることができる社会の実現に向けた取組の一助として、性的マイノリティでパートナーシップ関係にある旨の宣誓の証明に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「性的マイノリティ」とは、性的指向（自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向）が必ずしも異性愛のみではない者又は性自認（自己の性別についての認識）が出生時の性と異なる者をいう。

2 この要綱において「パートナーシップ関係」とは、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した二者間の関係であって、その一方又は双方が性的マイノリティであるものをいう。

### (パートナーシップの宣誓の証明等)

第3条 次の各号のいずれにも該当する両当事者が、次条の定めるところにより、知事に対してパートナーシップ関係にある旨の宣誓（以下「パートナーシップの宣誓」という。）をしたときは、第5条の定めるところにより、その旨を証明する。ただし、この要綱に相当する制度を実施している府内の市町村において、宣誓の証明の対象となる場合を除く。

- (1) 両当事者がともに成年に達していること。
- (2) 当事者の少なくともいずれか一方が府民又は府内への転入を予定していること。
- (3) 両当事者がともに現に婚姻をしておらず、かつ、現に当該パートナーシップ関係の相手方以外の者とパートナーシップ関係にないこと。
- (4) 当事者同士が民法（明治29年法律第89号）第734条及び第735条の規定により婚姻をすることができないとされている者同士の関係にないこと。

### (パートナーシップの宣誓の方法)

第4条 パートナーシップの宣誓は、その両当事者が所定の事項をそれぞれ自書したパートナーシップ宣誓書（様式第1号）（以下「宣誓書」という。）の正本1通及び副本2通に、次に掲げる書類を添付して、これを知事に提出して行うものとする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項に規定する住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書又は同法第20条第1項に規定する戸籍の附票の写し
- (2) 現に婚姻をしていないことを証明する書類

2 パートナーシップの宣誓をしようとする当事者の一方又は双方が宣誓書に自書することができないときは、府職員及び両当事者の立会いの下で当該当事者以外の者に代筆させることができるものとする。

3 パートナーシップの宣誓をしようとする両当事者には、宣誓書を提出する時に、それぞれ本人であることを明らかにするため、次に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) その他官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書等であつて、本人の顔写真が貼付されたもの。
- (5) その他前各号に準ずるものとして知事が相当と認める書類

(パートナーシップの宣誓の証明の方法)

第5条 パートナーシップの宣誓の証明は、当該宣誓をした当事者双方に対し、パートナーシップ宣誓書受領証（様式第2号）（以下「受領証」という。）を交付して行う。

2 パートナーシップの宣誓をした当事者双方には、受領証のほか、受領印を押印した宣誓書の副本を交付する。

(通称の使用)

第6条 パートナーシップの宣誓をしようとする当事者に氏名を使用し難い特別の事情があると認めるときは、宣誓書及び受領証に氏名に代えて通称（氏名以外の呼称であつて社会生活上通用していると認められるものをいう。）を使用することができるものとする。ただし、宣誓書の正本の裏面部分については、この限りでない。

(受領証の再交付)

第7条 受領証の交付を受けた者が、当該受領証の紛失、毀損等の事情により受領証の再交付を希望するときは、受領証を再交付する。

2 受領証の再交付を受けようとする者は、パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

(受領証の返還)

第8条 受領証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証返還届（様式第4号）に受領証を添付して、これを知事に提出しなければならない。

- (1) 当事者の意思によりパートナーシップ関係が解消されたとき。
- (2) 当事者の一方が死亡したとき。
- (3) 宣誓書を提出した時点において両当事者が第 3 条各号に掲げる要件に該当していなかったことが判明したとき。

(事務の所管及び事前調整)

第 9 条 パートナーシップの宣誓をしようとする当事者は、あらかじめ宣誓をする日時等について府と調整するものとする。

(個人情報の適正な取扱い)

第 10 条 府職員は、この要綱に基づく事務を行うに際して収集した個人情報を、大阪府個人情報保護条例（平成 8 年大阪府条例第 2 号）等に基づいて、適正に管理及び保管するものとする。

(本府施策の推進に当たっての配慮)

第 11 条 府は、施策の推進に当たっては、この要綱の趣旨を尊重し、パートナーシップ関係にある当事者に十分に配慮するよう努めるものとする。

(施行の細則)

第 12 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、府民文化部人権局長が定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 1 月 22 日から施行する。